

# 平成22年度の地方財政措置について(各府省への申入れ)の概要

## 趣旨

国の概算要求基準の閣議了解にあわせて、各府省に対して、地方財政に影響を及ぼす施策・事務事業について適切な措置を要請

【参考】地方財政法第22条 内閣総理大臣及び各省大臣は、…地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については…総務大臣の意見を求めなければならない。

## ポイント

### 1. 地方の自主性・自立性の強化等

- 国の関与の廃止、縮減
- 定員純減に支障を来す施策の抑制
- 国庫補助負担金の廃止、縮減 等

### 2. 国・地方間の適切な財政秩序

- 直轄事業の見直し
- 国庫補助負担金等の超過負担の解消
- 第三セクター等の改革への協力 等

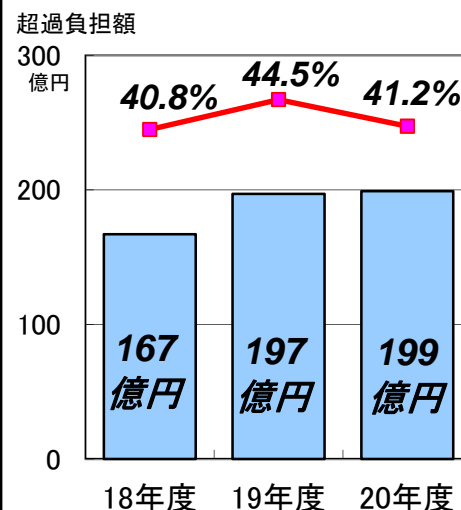
### 3. 重要施策への対応

- 教職員定数の削減及び教員給与の見直し
- 長寿医療・国民健康保険の安定的実施
- 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等
- 林業公社の抜本的な経営対策 等

## 具体例（超過負担）

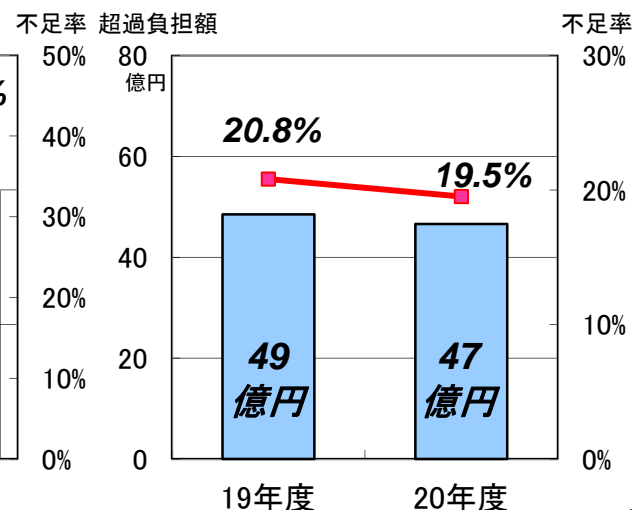
### 特定疾患治療研究費補助金

特定疾患（パーキンソン病等）医療費に係る自己負担分に対して国・都道府県が補助（補助率：1/2）



### 幼稚園就園奨励費補助金

幼稚園の保育料等を軽減する事業を実施している市区町村に対して国が補助（補助率：原則1/3）



## 【参考】平成21年度申入れの改善状況

- 地方消費者行政に係る財政措置（国による財政措置の創設）
- 公立学校施設整備事業の改善（交付金単価の引上げ）
- 道路特定財源の見直し（地方道路財源の確保と裁量性の拡大） 等

## 主な申入れ事項

### 直轄事業の見直し

- 直轄事業は、全国的見地から必要な基礎的・広域的  
事業に限定し、それ以外は地方公共団体へ移管。  
地方公共団体への円滑な移管のため、直轄事業に  
おける国負担率並みの交付金を措置
- 維持管理費に係る直轄事業負担金を廃止
- 補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業  
負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に  
実施
- 直轄事業の計画・実施・変更に係る事前協議を早急  
に法定化。また、直轄事業負担金に係る積算内訳等  
の情報開示を徹底

### 教職員定数の削減及び教員給与の見直し

- 教職員定数について、「基本方針2006」に定められ  
た1万人程度の純減の確保
- 人材確保法に基づく教員給与優遇措置の縮減を着  
実に実施

### 長寿医療・国民健康保険の安定的実施

- 長寿医療制度の円滑な制度運営のため、一層の広  
報・周知活動を実施
- 低所得者に対する保険料軽減対策に要する財源は  
平成22年度以降も全額国費で措置。高齢者医療制  
度の見直しにより新たな措置を講じる場合につい  
ても所要の財源を確保
- 国保財政基盤強化策について、市町村国保の財政  
状況等を勘案して適切な見直しを実施

### 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等

- 新型インフルエンザ対策について、国・都道府県・市  
町村等の具体的な役割分担を一層明確化
- 地方公共団体の役割にふさわしい権限付与、ワクチ  
ン接種、医療従事者への補償などの法整備等
- 対策に要する費用に必要な財政措置
- ウイルスの性状等に応じた的確な対策の検討

### 林業公社の抜本的な経営対策

- 林業公社の債務の状況を踏まえ、不採算林からの  
撤退、公社の廃止を含む抜本的な経営対策を検討
- 利子負担軽減対策等の拡充

# 平成22年度各府省への申入れ事項一覧

## 1 共通事項

- I 地方公共団体の自主性・自立性の強化及び国・地方を通ずる歳出改革
- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等
  - 2 定員の純減に支障を来す施策の厳しい抑制及び効率的な行財政運営への協力
  - 3 国庫補助負担金の廃止・縮減
  - 4 国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素合理化及び交付決定等の適正化
- II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等
- 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等
  - 2 国と地方公共団体の財政負担の適正化
  - 3 直轄事業の見直し
  - 4 第三セクター等の改革への協力
- 新** 5 経済危機対策等による基金事業の運用

## 2 個別事項

### (内閣府)

- ・少子化対策に係る財政措置（同旨文部科学省、厚生労働省）
- ・放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨文部科学省、厚生労働省）

### (警察庁)

- 警察行政費に係る国庫支弁の改善

### (法務省)

- 新** 新たな在留管理制度に係る財政措置

### (文部科学省)

- ・教職員定数の削減及び教員給与の見直し
- ・教育行政における国、地方の役割の見直し等
- ・少子化対策に係る財政措置（同旨内閣府、厚生労働省）
- ・電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善（同旨資源エネルギー庁）
- ・放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨内閣府、厚生労働省）
- ・特別支援教育就学奨励事業等に係る超過負担の解消等

### (厚生労働省)

- ・介護保険制度の安定的な運営の推進
- ・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）等の円滑な実施及び国民健康保険制度の安定化
- ・少子化対策に係る財政措置（同旨内閣府、文部科学省）
- ・生活保護制度の見直し
- ・特定疾患治療研究事業に係る財政措置等
- ・保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準の廃止
- ・国庫補助負担金の交付決定及び資金交付の適正化

### (厚生労働省)

- ・地域の医療提供体制の確保の推進
- ・放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨内閣府、文部科学省）
- ・新型インフルエンザ対策に係る財政措置等
- ・障害者自立支援制度の見直し

### (農林水産省)

- ・後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）
- ・農業委員会・協同農業普及事業等の見直し
- ・直轄事業の見直し（同旨国土交通省）
- ・国営土地改良事業に係る事業費管理の徹底
- ・社団法人農地保有合理化協会の貸付に係る損失補償契約の締結について（同旨林野庁）

### (林野庁)

- ・林業公社の抜本的な経営対策
- ・林業普及指導事業等の見直し
- ・株式会社日本政策金融公庫の貸付に係る損失補償契約の締結について（同旨農林水産省）

### (経済産業省)

- ・工業用水道事業の料金制度の改善等
- ・特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施（同旨環境省）

### (資源エネルギー庁)

- ・電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善（同旨文部科学省）

### (国土交通省)

- ・関係地方公共団体の助成の義務付け等の是正
- ・直轄事業の見直し（同旨農林水産省）
- ・後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨農林水産省）
- ・ダム建設等水源開発に係る事業費管理の徹底

- 新** 地域活力基盤創造交付金の運用

### (環境省)

- ・特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施（同旨経済産業省）
- ・地球温暖化対策の推進

- 新** 国立公園事業の着実な実施

計 40件（平成21年度申入れ：43件）

※各府省の改善状況を踏まえ、事項を見直し（4増7減）

# 平成22年度の地方財政措置について(各府省への申入れ) 参 考 資 料

項目		項
1 直轄事業の見直し	・・・	1
2 教職員定数の削減及び教員給与の見直し	・・・	2
3 長寿医療・国民健康保険の安定的実施	・・・	3
4 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等	・・・	5
5 林業公社の抜本的な経営対策	・・・	7

総務省自治財政局調整課

# 直轄事業の見直しについて

## 1 最近の動き

- 4月8日 3大臣と全国知事会との意見交換会
- 4月24日「直轄事業負担金に関する意見」(地方分権改革推進委員会)
- 5月18日「地方分権改革の実現を求める緊急アピール」(全国知事会)
- 5月27日 国と地方の定期意見交換会(官房長官主催)
- 6月12日 地方分権改革推進本部(内閣総理大臣主催)
- 6月23日「経済財政改革の基本方針2009」閣議決定  
「直轄事業について検討を行い、情報開示の充実等必要な措置を講ずる。」

## (参考)直轄事業負担金

- 国が道路、河川、港湾等の建設・維持管理を行う場合、法令に基づきその経費の一部を地方公共団体に負担させるもの
- H21年度地方財政計画 1兆323億円  
(うち建設 8,588億円、うち維持管理1,735億円)
- 道路が約5割(5,210億円)、治水(河川含む)が約2割(2,266億円)

## 2 直轄事業の見直し

### (1)維持管理費に係る地方負担金の廃止

○地方の強い要望を踏まえ、維持管理費に係る地方負担金については、平成22年度から廃止

(廃止の理由)維持管理費は管理者負担が原則

	【建設費】		【維持管理費】	
直轄事業	国 2/3	地方 1/3	国 5.5/10	地方 4.5/10
補助事業	国 1/2	地方 1/2	地方 10/10	

### (2)直轄事業負担金の対象範囲の見直し等

- 補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に実施(業務取扱費等の制限率の設定など)
- 直轄事業の計画・実施・変更に係る事前協議を早急に法定化
- 直轄事業負担金の積算内訳等の情報開示を徹底

### (3)直轄事業の縮減

- 直轄事業の範囲を全国的な見地から必要とされる基礎的・広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体へ移管  
(例:新直轄高速道路、複数県にまたがる一級河川等)

# 教職員定数の削減及び教員給与の見直し

## ○教職員定数の削減

18年度 (2006)      19年度 (2007)      20年度 (2008)      21年度 (2009)      22年度 (2010)      23年度 (2011)

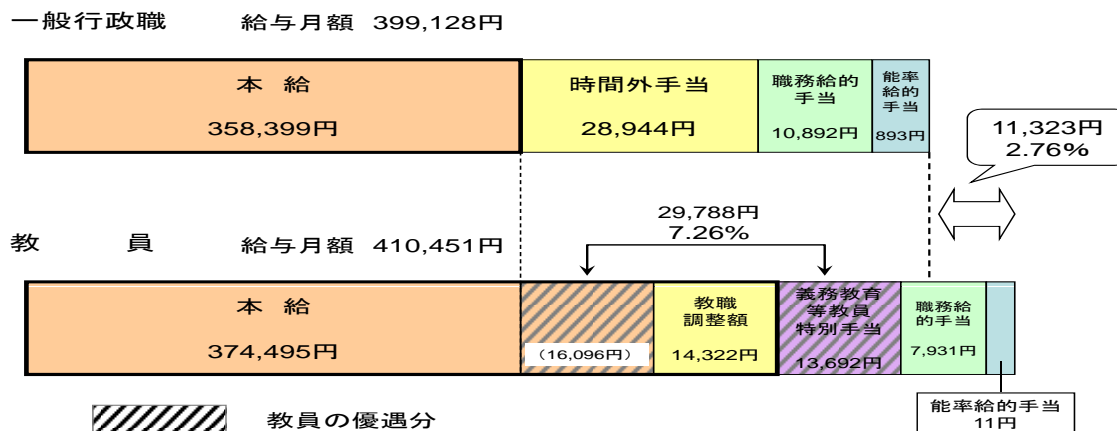
**行革推進法第55条③**  
 公立学校の教職員その他の職員の総数について、児童及び生徒の減少に見合う数を上回る数の純減をさせる

**骨太の方針2006**  
 地方公務員の純減：▲5.7%（国と同程度） 引き続き純減  
 教職員の定数については、子どもの数に応じた削減を行うこととし、具体的には、今後5年間で1万人程度の純減を確保する

## ○教員給与の見直し

### 一般行政職と教員の給与比較

（平成13～17年度における5年間平均ベース）



平成21年度については、基本方針2006、同2008、中教審答申（19年3月）及び教育振興基本計画等を踏まえ、人材確保法に基づく優遇措置を縮減するとともに、メリハリある教員給与体系を推進。

- (1) 基本方針2006による教員給与の縮減(▲2.76%)への対応
  - ・義務教育等教員特別手当の縮減(H21年1月～)
- (2) メリハリある教員給与体系の推進
  - ・給料の調整額の縮減 (H22年1月～)



# 長寿医療制度(後期高齢者医療制度)等の円滑な実施について

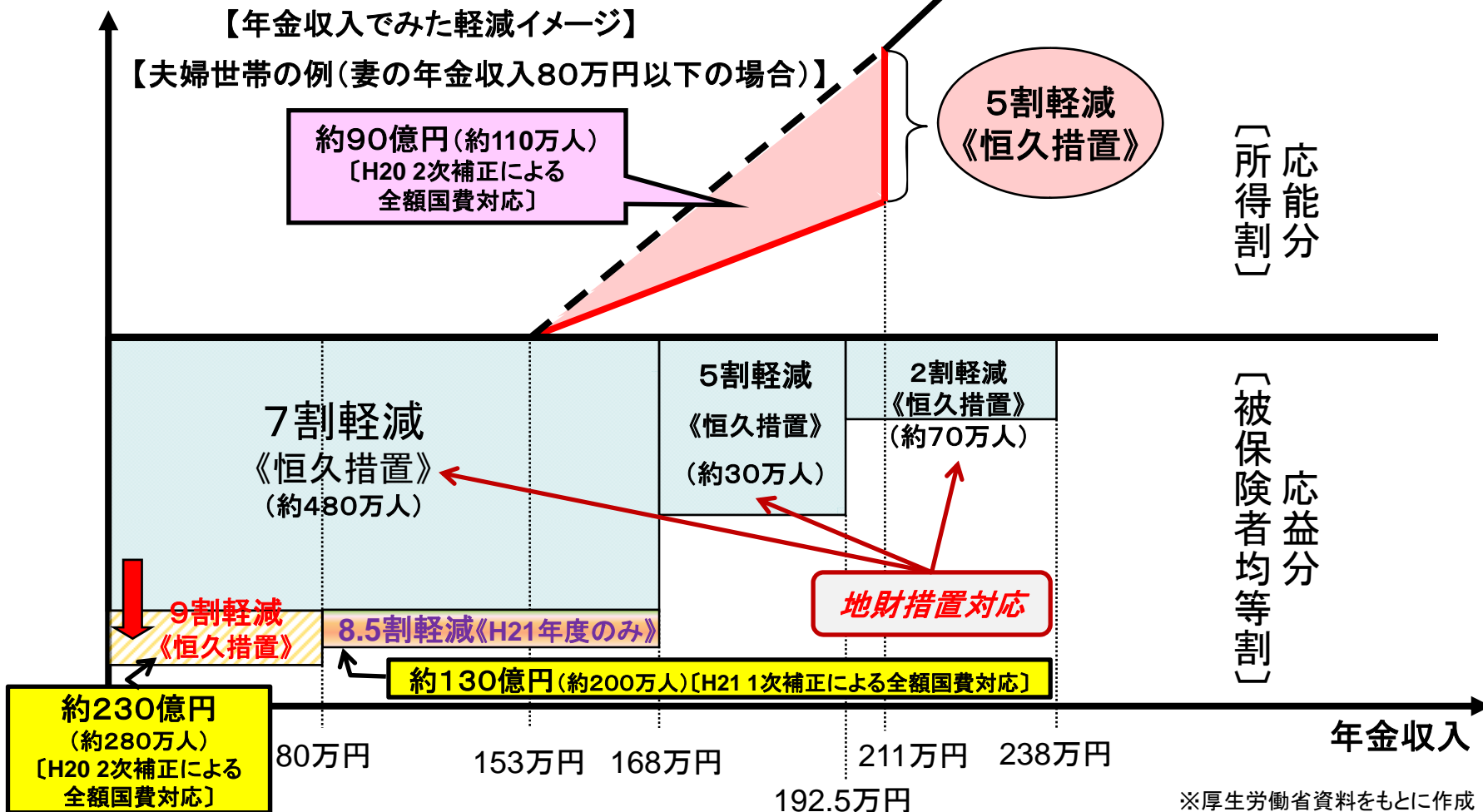
## 長寿医療制度の保険料軽減(平成21年度)

### 【均等割】

- 均等割の7割軽減を受ける世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が、年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の場合に9割軽減する。
- 平成21年度においては、均等割の7割軽減を受ける方を一律8.5割軽減とする。

### 【所得割】

所得割を負担する方のうち、所得の低い方(具体的には年金収入153万円から211万円まで)について、5割軽減する。



# 国民健康保険制度の安定化について

## 今後の議論について

- 国保における都道府県の役割については、平成20年6月の地方分権改革推進要綱(第1次)において、「国民健康保険の運営に関し、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、都道府県の権限と責任の強化とともに、都道府県単位による広域化の推進等について検討し、平成21年度中に結論を得る。」とされている。
- 一方で、平成17年12月に総務・財務・厚生労働の3大臣により平成21年度までの措置として合意された高額医療費共同事業等の国保の財政基盤強化策の期限が切れることから、高齢者医療制度の見直しに併せて平成22年度に向けた議論が行われることとなる。

## 平成17年12月18日 総務・財務・厚生労働3大臣合意

### 1. 国保財政基盤強化策の継続【公布日施行（平成18年4月から適用）】

#### (1) 高額医療費共同事業

- ・高額な医療費の発生が国保財政に与える影響を緩和するために、都道府県単位で財政リスクを分散する事業
- ・事業規模：1,800億円程度（交付基準は70万円以上から80万円以上に引上げ）
- ・事業主体：国民健康保険団体連合会
- ・負担区分：市町村国保1/2、都道府県1/4、国1/4

#### (2) 保険者支援制度

- ・市町村国保の財政基盤を強化するために、低所得者を多く抱える保険者を財政的に支援する制度
- ・事業主体：市町村
- ・負担区分：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

#### (3) 国保財政安定化支援事業

- ・国保財政の安定化、保険料（税）負担の平準化等に資するために、市町村の一般会計から国保特会への繰入れを地方財政措置で支援する事業（市町村に対する地方財政措置：1,000億円程度）

### 2. 保険財政共同安定化事業【平成18年10月施行】

都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、一件30万円以上の医療費について、市町村国保の拠出による保険財政共同安定化事業を平成18年10月から実施（国保医療費の約4割が対象）

3. 上記は、平成21年度までの措置とし、市町村国保の財政状況や後期高齢者医療制度の創設に伴う影響を勘案し、平成22年度において見直しを行うものとする。

※厚生労働省資料をもとに作成



# 「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定等について

(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議)

最新の科学的知見、諸外国の状況、国会等での議論、関係省庁や新型インフルエンザ専門家会議での検討を踏まえ、

- ① 「新型インフルエンザ対策行動計画」を全面改定
- ② 既存の各種指針等の内容を全面的に見直すとともに、整理・体系化し、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を新たに策定

## 新型インフルエンザ対策行動計画(改定)

○発生の段階ごとに、対策の考え方、関係省庁の対応、省庁間の連携・協力等の方針を明記。

※主な改定内容

### 【目的の明確化】

- ① 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること、
- ② 社会・経済を破綻に至らせないこと

### 【新たな「段階」の設定】

従来のWHOによるフェーズに変え、我が国における対策の転換点の時期を示す5段階を新たに設定

### 【社会・経済機能の維持】

社会・経済機能の破綻を防止するための取組を強化

## 新型インフルエンザ対策ガイドライン(策定)

○各種対策について、取組の内容や方法、国、自治体、企業、家庭、地域等の役割分担等を具体的に示し、国民各層での取組を促すための指針とする。

- ・水際対策
- ・検疫体制の整備
- ・国内での感染拡大防止対策
- ・医療提供体制の整備
- ・抗インフルエンザウイルス薬の流通・使用
- ・ワクチン接種の進め方(※検討中)
- ・企業・職場での取組
- ・個人、家庭及び地域での取組
- ・リスクコミュニケーション
- ・埋火葬対策

平成 20. 5. 22 要望

- 鳥インフルエンザウイルスの変異による（強毒性）ウイルスの人から人への感染の危険性を前提に要望を実施。
  - 1 国等の責務の明確化
  - 2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化
  - 3 財政措置
- その後、平成 21 年 2 月に関係省庁対策会議が、「**新型インフルエンザ対策行動計画**」の一部改正と、「**新型インフルエンザ対策ガイドライン**」を策定・公表。  
その結果、「**1 国等の責務の明確化**」は部分的には対応された。（例、専門家会議策定のガイドラインの位置付けの明確化、医療体制に関するガイドライン等、いくつかのガイドラインの提示）。
- しかし、「**1 国等の責務の明確化**」でも、新型インフルエンザ対策は感染症法の患者数の想定・目的を超え、より広範な対応を想定した各種法令の整備が必要、ワクチン接種の優先順位、個人権利の制限・公共交通機関の運行制限、医療従事者への補償制度創設、パンデミック期の食糧備蓄と輸送体制対策、経済活動の制限と損失補償の検討等、**残された課題も多い**。
- また、「**2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化**」と「**3 財政措置**」については、**手付かずのまま**。  
 <要望（2、3について簡略化して抜すい）>
  - 2 地方自治体への権限付与と法的根拠の明確化
    - (1) 患者対応の医療機関・医療従事者確保のため、知事に災害救助法類似の権限を付与するなど法的な整備の促進
    - (2) 社会機能を維持する等の対策促進のため、知事に災害対策基本法類似の権限を付与するなど法的な整備の促進
    - (3) ワクチン接種、集会等の自粛要請、学校の臨時休業等の対策の法的根拠の明確化と、関係自治体の長への権限付与
    - (4) 地域封じ込め等、流行拡大防止のため、長期間にわたる交通遮断、地域住民への自宅待機要請等の実行に係る権限付与
  - 3 財政措置
    - (1) 医療機関が行う発熱外来の設置・運営、感染防護具等医療資材の備蓄、医療従事者の確保等に対する財政措置
    - (2) 県が行うワクチン接種、感染防護具の備蓄等への財政措置
    - (3) 市町村が行う食糧提供等住民支援や消防の感染防護具整備等への財政措置

平成 21. 5. 18 緊急決議

- 今回の**新型インフルエンザウイルスの特徴**をもとに、特に、国内感染が拡大した兵庫・大阪の**地域の実情**を踏まえて、**国に早急な対応を講じるよう強く要請**。  
 <要請項目>
  - I 迅速な取組が必要な事項
    - 1 国民、地方自治体に対する正確・有用な情報提供
    - 2 発熱相談センター、発熱外来等の整備促進
    - 3 円滑な医療実施のための体制整備
    - 4 必要な対策に対する財政支援
    - 5 国のワクチン、抗ウイルス薬等への対策充実
    - 6 社会経済活動の制約で生じる損失への適切な支援
    - 7 大学等の休校等に伴う指導
  - II 風評被害防止のための国民への正しい知識の普及
  - III 第3段階（まん延期）移行の適切な検討
  - IV 強毒性インフルエンザへの備えの強化
    - 1 国家的な危機管理としての新たな法律の制定
    - 2 鳥インフルエンザへの監視等の継続
- **5月22日に、国が新たな「基本的対処方針」と医療の確保、検疫、学校等の臨時休業の運用指針**等を示し、**地域の実情に応じた対応ができるようになった**。  
しかし、**Iのうち国の支援については、示されていない**。

平成 21. 5. 28 緊急要望

- **5月22日の「基本的対処方針」後においても、なお国において緊急に対応すべき課題について早急な対応を講じるよう強く要請**。  
 <要請項目>
  - 1 「基本的対処方針」（さらに弾力化、機動的対応を）
  - 2 国からの情報提供（迅速な提供、発信元等一元化）
  - 3 医療体制の確保（発熱外来の設置・運営への支援、医療従事者への補償制度）
  - 4 医療物資の確保（国による全国的生産・供給調整）
- **6月1日付けで厚生労働省から、財政的支援要望のほとんどは、補正予算に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の活用が可能**な旨、文書連絡あり。

- **主な意見**
  - 1 行動計画・ガイドライン
    - ・社会活動制限に必要な法令の整備、ウイルス毒性に応じた柔軟な対応が可能な行動計画等の必要性
  - 2 保健所による健康監視
    - ・検疫所からの通知内容の正確さの確保、(外国人等) 負担の大きい健康監視の実施方法の見直し
  - 3 医療体制の確保
    - ・発熱外来の法的位置付けや設置・運営基準の明確化
    - ・入院病床の確保のため、感染症病床以外の病床を含めた設備整備・運営費等（空床補償等）の支援
    - ・医療従事者（救急隊員等搬送従事者を含む）に対する補償制度
  - 4 抗インフルエンザウイルス薬、ワクチン接種
    - ・予防投与用タミフル放出の費用負担、県放出の場合の国の補填
    - ・ワクチン接種に関するガイドラインの提示、早期のワクチン開発・生産
  - 5 その他
    - ・発熱相談センターの設置・運営への支援、地方衛生研究所での検査体制への支援

今回のアンケート調査結果（決議・要望との重複等除き）

← 「強毒性」を前提 →

# 林業公社の抜本的な経営対策

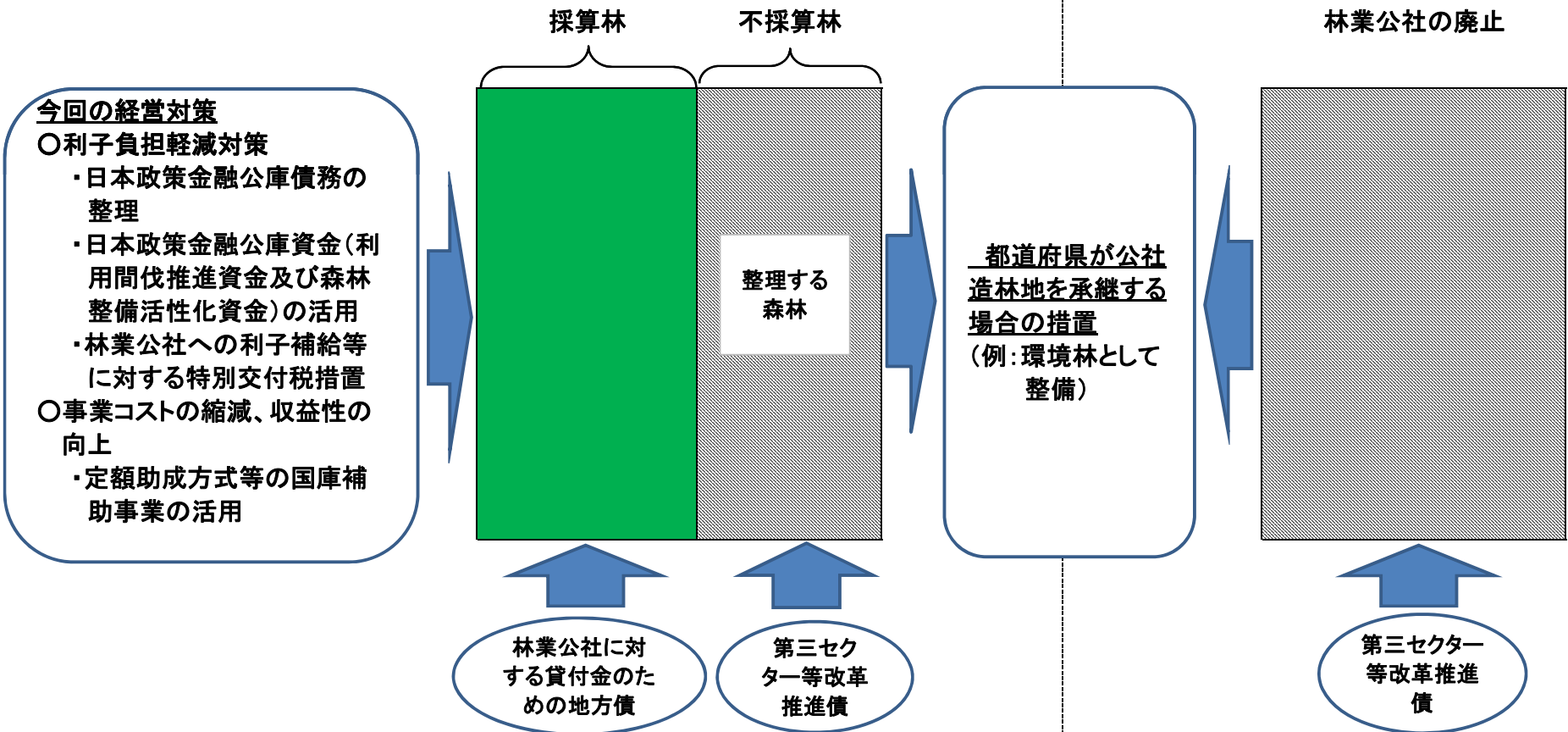
今後の林業公社の経営について検討を行うに当たっては、林業公社の経営方針、経営状況、将来の収支見通し、既往造林地の評価等についての検証・的確な情報開示を行うとともに、林業公社の存廃を含む抜本的な経営の見直しの検討を行う必要

## ○存続(再生)する場合

大幅な債務超過となっている林業公社については、林業公社を再生するに当たり、当該債務超過の解消に向けた不採算林の整理等の検討が必要

## ○廃止する場合

今回の経営対策に基づく取組を行っても、将来にわたり継続的な経営の見通しが立たない林業公社は廃止すべき



(写)

総財調第36号  
平成21年7月1日

関係各大臣 殿

総務大臣 佐藤 勉

平成22年度の地方財政措置について

先般、閣議決定された「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定）を踏まえ、地方公共団体が、国と歩調を合わせ、景気回復に向けた柔軟な対応を行うとともに、国・地方の信頼関係及び適正な財政秩序を維持しつつ、それぞれの財政健全化や行財政の簡素効率化に取り組むことが必要であります。

また、今次の地方分権改革の実現のため、第3次勧告に向けた地方分権改革推進委員会の審議への協力、地方分権改革推進計画の策定とその後の新分権一括法案の提出に向けた作業の一層の加速化、直轄事業の積極的な見直しに取り組む必要があります。

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、平成22年度の予算編成に当たっては、以上のような考え方にに基づき、貴府省に対し特に要請いたしたい事項を別途当省事務次官から貴府省事務次官等あてに連絡いたしますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。

(写)

総財調第37号

平成21年7月1日

各府省事務次官 殿

総務事務次官

平成22年度の地方財政措置について

貴府省におかれましては、かねてから地方行財政の運営について、種々の御配慮をいただいているところでありますが、今般、貴府省大臣に対し、総務大臣から平成22年度の予算編成における地方行財政の基本的な考え方をお示ししたところであります。

この考え方に沿って、特に取り組んでいただきたい事項について別添のとおり要請しますので、所要の措置の実現について特段の御配慮をお願いいたします。



(写)

総財調第38号

平成21年7月1日

財務事務次官 殿

総務事務次官

平成22年度の地方財政措置について

地方財政の運営については、かねてから種々の御配慮をいただいているところではありますが、今般、平成22年度の地方財政措置について関係府省の事務次官に対し、別添のとおり要請したところであります。

貴職におかれましても、前記要請の実現について格段の御高配をいただきますようお願いいたします。

〔 共 通 事 項 〕

項 目	頁
I 地方公共団体の自主性・自立性の強化及び国・地方を通ずる歳出改革	
1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等……………	1
2 定員の純減に支障を来す施策の厳しい抑制及び効率的な行財政運営への協力…	1
3 国庫補助負担金の廃止、縮減……………	1
4 国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素合理化及び交付決定等の適正化……………	2
II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等	
1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等……………	2
2 国と地方公共団体の財政負担の適正化……………	2
3 直轄事業の見直し……………	2
4 第三セクター等の改革への協力……………	3
5 経済危機対策等による基金事業の運用……………	3

〔 個 別 事 項 〕

省 庁 名	項 目	頁
内 閣 府	1 少子化対策に係る財政措置……………	4
	2 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化…	4
警 察 庁	警察行政費に係る国庫支弁の改善……………	4
法 務 省	新たな在留管理制度に係る財政措置……………	4
文部科学省	1 教職員定数の削減及び教員給与の見直し……………	4
	2 教育行政における国、地方の役割の見直し等……………	4
	3 少子化対策に係る財政措置……………	5
	4 電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善……………	5
	5 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化…	5
	6 特別支援教育就学奨励事業等に係る超過負担の解消等……………	5
厚生労働省	1 介護保険制度の安定的な運営の推進……………	5
	2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）等の円滑な実施及び国民健康保険制度の安定化……………	5

省庁名	項 目	頁	
厚生労働省	3 少子化対策に係る財政措置……………	6	
	4 生活保護制度の見直し……………	6	
	5 特定疾患治療研究事業に係る財政措置等……………	6	
	6 保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準の廃止……………	6	
	7 国庫補助負担金の交付決定及び資金交付の適正化……………	6	
	8 地域の医療提供体制の確保の推進……………	7	
	9 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化…	7	
	10 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等……………	7	
	11 障害者自立支援制度の見直し……………	7	
	農林水産省	1 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	7
		2 農業委員会・協同農業普及事業等の見直し……………	7
3 直轄事業の見直し……………		7	
4 国営土地改良事業に係る事業費管理の徹底……………		8	
5 社団法人全国農地保有合理化協会の貸付に係る損失補償契約の締結 について……………		8	
林 野 庁	1 林業公社の抜本的な経営対策……………	8	
	2 林業普及指導事業等の見直し……………	9	
	3 株式会社日本政策金融公庫の貸付に係る損失補償契約の締結に ついて……………	9	
経済産業省	1 工業用水道事業の料金制度の改善等……………	9	
	2 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施……………	9	
資源エネルギー庁	電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の 改善……………	9	
国土交通省	1 関係地方公共団体の助成の義務付け等の是正……………	9	
	2 直轄事業の見直し……………	9	
	3 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善…	10	
	4 ダム建設等水源開発に係る事業費管理の徹底……………	10	
	5 地域活力基盤創造交付金の運用……………	10	
環 境 省	1 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施……………	10	
	2 地球温暖化対策の推進……………	11	
	3 国立公園事業の着実な実施……………	11	

## 【共通事項】

地方分権改革推進委員会の勧告等、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定）、「出先機関改革に係る工程表」（平成21年3月24日地方分権改革推進本部決定）及び「経済財政改革の基本方針2009」（平成21年6月23日閣議決定。以下、「基本方針2009」という。）等を踏まえ、以下の事項について所要の措置を講じられたい。

### I 地方公共団体の自主性・自立性の強化及び国・地方を通ずる歳出改革

#### 1 地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減等

地方公共団体の権限と責任で地域の経営が行えるよう自主性・自立性の強化を図り、国・地方を通ずる歳出改革を進める見地に立って、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、地方歳出に対する国の関与の廃止、縮減や法令等による義務付け・枠付けの見直しを積極的に行われたいこと。また、事務事業の廃止、縮小等を徹底して行われたいこと。

その際、地方公共団体の意見を十分尊重されたいこと。

なお、事務事業の廃止、縮小等を行う場合には、その旨が明らかになるよう法令等により所要の措置を講じられたいこと。

#### 2 定員の純減に支障を来す施策の厳しい抑制及び効率的な行財政運営への協力

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号。以下、「行革推進法」という。）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定。以下、「基本方針2006」という。）における地方公務員の定員の純減目標（5年間で5.7%程度）等を踏まえ、地方公共団体の定員の純減、増員の抑制に資する施策を積極的に推進するとともに、地方公共団体の財政負担の増加、職員数の増加をもたらすような施策については、厳に抑制されたいこと。やむを得ず、法令の改正等に伴い事務量・職員数の増加が見込まれる場合にあっても、他の施策で必ず減員措置を講じ、全体として職員数の純減に支障を来すことのないようにされたいこと。

また、種々の法令、要綱等において地方に義務付けられている施設設置や職員配置の基準について、その必要性を根本的に見直すとともに、地方公共団体が組織・機構の簡素合理化、民間委託の推進、第三セクターの統廃合及び行政経費の節減等を行うに当たっては、これに積極的に協力されたいこと。

#### 3 国庫補助負担金の廃止、縮減

国庫補助負担金については、事務事業の廃止、縮小を行うことを基本として地方公共団体の自主性・自立性の強化を図る見地に立って、その廃止、縮減に努められたいこと。

また、地方公共団体に同化・定着している事務事業等のうち、地方公共団体が自主的に対応することが適当な分野に係る国庫補助負担金については、その廃止と地方一般財源への振替を行うとともに、地方公共団体の負担の増加に対応して、地方への税源移譲をはじめとする地方一般財源を増加させる措置を講じられたいこと。

なお、国庫補助負担率を引き下げることや事務事業の切り離せない一部分について国庫補助負担対象から除外すること、補助金等の組み替えにより新たな地方負担を生じさせること等、国の財政負担を地方に転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

#### 4 国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素合理化及び交付決定等の適正化

国庫補助負担金については、申請書類や事務手続きの簡素合理化を積極的に進めるとともに、交付決定及び資金交付を遅延することなく適正に行われたいこと。

## II 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

### 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消等

国庫補助負担金等に係る地方公共団体の超過負担については、実態の把握を行い、これに基づき具体的な措置を講じ、その完全解消に格段の努力を払われたいこと。

また、交付率や分割交付方式を導入することにより実質的に地方公共団体に財政負担を転嫁することは行わないようにされたいこと。

### 2 国と地方公共団体の財政負担の適正化

地方公共団体に権限及び責任のない事務事業に係る経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、地方公共団体の財政負担を求めるとの無いようにされたいこと。

特に、国等が設置する施設に対して地方公共団体が経費を負担すること（施設の用に供する土地、建物等は無償で貸し付けることを含む。）は、施設を移管しようとする場合その他やむを得ないと認められる政令で定める場合（地域の産業振興等に資する研究開発等の用に供する土地・施設等の無償譲渡及び住民に対する医療の提供に要する土地・施設等の無償譲渡など）において総務大臣の同意を得たものを除き、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）附則第5条の規定により禁止されているところであるので、所要の経費の全額を予算に計上する等適切な措置を講じられたいこと。

また、特殊法人等の見直しに当たっては、地方公共団体に負担を転嫁するようなことは厳に行わないようにされたいこと。

### 3 直轄事業の見直し

#### (1) 直轄事業の範囲等の見直し

国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、また中央省庁等のスリム化にも資するように、「地方分権改革推進要綱（第1次）」及び「出先機関改革に係る工程表」等を踏まえ、国の直轄事業及び国が直接管理する直轄公物については、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的な事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねることとされたいこと。そのため、直轄事業及び直轄公物の範囲の基準の明確化及び見直しを行うとともに、基準に照らして地方公共団体に委ねることが適当なものについては、関係地方公共団体との調整を急ぎ、円滑な移管の観点から、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金措置を講じた上で、速やかに移管を進める等、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討されたいこと。

#### (2) 直轄事業負担金の在り方を見直し等

維持管理費は、本来管理者が負担すべきものであり、事業実施責任の明確化を図る観点から、維持管理費に係る直轄事業負担金については廃止されたいこと。

また、補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に行うとともに、徹底したコスト縮減に取り組むこと。特に、業務取扱費等（人件費、事務費、営繕宿舍費等）につい



ては、補助事業における取扱いと均衡を欠いているので、対象となる経費の範囲の見直しや業務取扱費等の制限率及び業務取扱費等に占める人件費の制限率の設定など早急に改善措置を講じられたいこと。

(3) 直轄事業負担金に関する事前協議、情報開示の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、早急に法定化されたいこと。また、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

地方公共団体への予定額通知・納付額通知・精算額通知については、補助事業との均衡を図ることを基本として、透明性を確保する観点に立って、各年度の負担金の積算内訳や用途の明細等の情報開示を徹底されたいこと。

4 第三セクター等の改革への協力

「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行を踏まえ、第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める」とされており、これに関連して「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成 21 年 6 月 23 日付け総務省自治財政局長通知）を地方公共団体に通知しているので、特に国の施策に関連して設立された第三セクター等の抜本的改革に積極的に協力されたいこと。

5 経済危機対策等による基金事業の運用

平成 20 年度補正予算（第 2 号）及び平成 21 年度補正予算（第 1 号）により国の交付金等を受けて地方公共団体に基金を造成して実施する事業については、地方公共団体の意見や今後の運用状況等を踏まえ、地域の実情に応じた活用が図られるよう努められたいこと。

## 【個別事項】

### (内閣府)

#### 1 少子化対策に係る財政措置（同旨文部科学省、厚生労働省）

少子化対策については、地方公共団体の役割と負担が大きくなっていることにかんがみ、地方公共団体における施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するほか、地域の実情を踏まえた少子化施策の展開を阻害する現行制度を見直されたいこと。

#### 2 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨文部科学省、厚生労働省）

放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、地方の自主性や裁量性を高める見地に立って、両事業の統合を含めた更なる一本化を行われたいこと。

### (警察庁)

警察行政費に係る国庫支弁の改善

警察行政費のうち、警察用車両の購入費等「警察法」（昭和 29 年法律第 162 号）第 37 条第 1 項の規定に基づきその全額を国庫が支弁することとされている経費については、国と地方公共団体との間の財政秩序を維持する見地から、都道府県の実態に即し必要かつ十分な額を確保し、地方負担を生じさせないようにされたいこと。

### (法務省)

新たな在留管理制度に係る財政措置

新たな在留管理制度の導入に向けては、市町村の意見を十分に聴取するとともに、市町村の負担が生じないよう必要な財政措置を講じられたいこと。

### (文部科学省)

#### 1 教職員定数の削減及び教員給与の見直し

「基本方針 2006」における地方公務員の定員の純減目標（5 年間で 5.7%程度）等を踏まえ、教職員定数については、配置基準の見直しや小規模学校の統廃合を推進することにより、2011 年度までに 1 万人程度の純減を達成されたいこと。

このため、上記の純減に支障を来す増員要求は厳に慎まれたいこと。

また、教員給与については、「行革推進法」における総人件費改革の趣旨に沿って、「基本方針 2006」に則り、「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」（昭和 49 年法律第 2 号）に基づく優遇措置を縮減されたいこと。

#### 2 教育行政における国、地方の役割の見直し等

教育行政における国、都道府県、市町村の役割について、地方の自主性・自律性の拡大の観点から検討されたいこと。

特に、教育委員会制度の選択制について引き続き検討されたいこと。

- 3 少子化対策に係る財政措置（同旨内閣府、厚生労働省）  
少子化対策の推進に当たって、国において施策の充実を図る場合には、地方公共団体の財政負担の増加に対して必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。
- 4 電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善（同旨資源エネルギー庁）  
発電用施設の立地を促進するための交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金については、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう国庫補助負担事業への充当制限を撤廃されたいこと。  
また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、対象を拡大されたいこと。
- 5 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨内閣府、厚生労働省）  
放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、地方の自主性や裁量性を高める見地に立って、両事業の統合を含めた更なる一本化を行われたいこと。
- 6 特別支援教育就学奨励事業等に係る超過負担の解消等  
特別支援教育就学奨励事業、幼稚園就園奨励事業及び在外教育施設派遣教員委託事業については、超過負担が生じており、事業の執行に支障を来しているため、事業の適正かつ円滑な実施と健全な財政運営を確保するため、所要の国費を確保されたいこと。  
また、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金については、従来事業の組み替えにより新たな地方負担が生じたことにより、事業の執行に支障を来したことから、今後、こうした国の財政負担の地方への転嫁は厳に行わないようにされたいこと。

（厚生労働省）

- 1 介護保険制度の安定的な運営の推進  
介護保険制度における障害保健福祉施策との統合など、「被保険者・受給者の範囲」の拡大については、介護保険制度の安定的かつ健全な運営を損なうことのないよう、慎重に検討されたいこと。
- 2 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）等の円滑な実施及び国民健康保険制度の安定化  
長寿医療制度（後期高齢者医療制度）については、円滑な制度運営を図るため、一層の広報・周知活動を行うとともに、制度の見直しに当たっては、実施に際して混乱が生じないよう十分に配慮した上で、安定的かつ健全な保険運営ができるよう、適切な措置を講じられたいこと。  
また、低所得者に対する保険料の軽減対策（均等割 9 割軽減及び所得割 5 割軽減）に係る財源については、平成 22 年度以降においても、全額国費によって措置するとともに、高齢者医療制度の見直しにより新たな措置を講じる場合には、地方に負担を転嫁することがないよう、所要の財源を確保されたいこと。  
さらに、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行後も高齢者や低所得者の加入率が高いなどの構造的問題を抱えている国民健康保険制度について、医療制度改革の効果を検証しつつ、医療保険制度の一元化に向けて幅広く検討されたいこと。

加えて、国民健康保険制度における高額医療費共同事業、保険財政共同安定化事業及び保険基盤安定制度のうち保険者支援分については、平成21年度までの暫定措置とされているため、保険財政の安定化や保険料の平準化の観点から、市町村国保の財政状況や長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の創設に伴う影響を勘案し、適切な見直しを行うとともに、「地方分権改革推進要綱（第1次）」を踏まえ、国民健康保険の運営に関し、都道府県単位による広域化の推進等について検討されたいこと。

### 3 少子化対策に係る財政措置（同旨内閣府、文部科学省）

少子化対策については、地方公共団体の役割と負担が大きくなっていることにかんがみ、地方公共団体における施策展開が着実かつ持続的に進められるよう、必要な財源の確保のための措置を講じられたいこと。

また、地方公共団体が乳幼児医療費助成等を行っている場合に採られている国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を廃止するほか、地域の実情を踏まえた少子化施策の展開を阻害する現行制度を見直されたいこと。

### 4 生活保護制度の見直し

生活保護制度については、「生活保護制度に関する国と地方の協議のとりまとめ」（平成21年3月23日）を踏まえ、地方公共団体の意見を十分に反映させながら、見直しを進められたいこと。その際、国が行うべき財政負担を地方に転嫁するようなことのないようにされたいこと。

### 5 特定疾患治療研究事業に係る財政措置等

特定疾患治療研究事業については、平成21年度において医療保険制度における高額療養費の自己負担限度額の引下げ等により対象事業費の縮減が図られたところであるが、国庫補助所要額に対する実際の充足率は依然として低い水準にあり、都道府県に超過負担が生じている。こうした状況を踏まえ、本来、公費負担医療としての性格を有するものであることにかんがみ、その法律上の位置付けを明確にするとともに、患者数の増加等に応じた所要の国費を確保し、都道府県における超過負担の完全解消に格段の努力を払われたいこと。

### 6 保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準の廃止

保育所等の福祉施設に係る施設の最低基準については、三位一体の改革において公立保育所の運営費・施設整備費が一般財源化されたことや「地方分権改革推進要綱（第1次）」で福祉施設の最低基準に係る見直しの方針が示されたこと等を踏まえ、地方公共団体の責任と創意・工夫による、効率的かつ住民ニーズに沿った取組を可能とするため、省令で定める規制を廃止されたいこと。

### 7 国庫補助負担金の交付決定及び資金交付の適正化

次世代育成支援対策交付金や在宅福祉事業費補助金等、補助金交付要綱等が年度後半に発出されているものや交付決定及び資金交付が年度末になされている国庫補助負担金が相当数あり、事業の早期着手や円滑な執行、資金計画に支障を来しているので、補助金交付要綱等の年度当初の速やかな発出や早期の交付決定等により、その適正化に取り組まれたいこと。

また、従来の老人医療給付費国庫負担金については、当該年度において所要額よりも減額して交付決定されており、市町村における安定的な財政運営の支障となっていた点を踏まえ、昨年度から施行された長寿医療制度（後期高齢者医療制度）においては、実施主体である広域連合の財政運営に支障を来すことのないよう、後期高齢者医療給付費国庫負担金について、当該年度に所要額を交付されたいこと。

## 8 地域の医療提供体制の確保の推進

地域における医療提供体制を確保するため、「基本方針 2009」等に基づき、救急や産科等の体制強化や地域間・診療科間等の医師の偏在の是正、医師等人材確保対策等のための効果的な対策を講じられたいこと。

## 9 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業の一本化（同旨内閣府、文部科学省）

放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業については、地方の自主性や裁量性を高める見地に立って、両事業の統合も含めた更なる一本化を行われたいこと。

また、大規模放課後児童クラブ等の見直しに当たっては、クラブ数の増加や待機児童の実態、人員・施設の確保面での課題等を考慮し、円滑に適正化を図るために必要な誘導措置や経過措置等を講じられたいこと。

## 10 新型インフルエンザ対策に係る財政措置等

新型インフルエンザ対策については、国家の危機管理上重大な課題であるとの認識の下、地方公共団体の意見を十分に踏まえ、国・都道府県・市町村等の具体的な役割分担を一層明確化した上で、地方公共団体が担う役割にふさわしい権限の付与、ワクチンの接種、医療従事者への補償などについて、必要な法整備等を行われたいこと。あわせて、必要な財政措置を講じられたいこと。なお、ウイルスの性状等に応じた的確な対策を検討されたいこと。

## 11 障害者自立支援制度の見直し

障害者自立支援制度の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を踏まえつつ、制度の円滑な運営が可能となるよう、十分な時間的余裕を持って準備を行うとともに、国においても責任を持って、広報・周知に努められたいこと。また、地方公共団体に新たな負担が発生する場合には、必要な財政措置を講じられたいこと。

（農林水産省）

### 1 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善（同旨国土交通省）

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和 36 年政令第 258 号）第 3 条第 2 項の本則どおり、事業年度の翌年度に交付されたいこと。

### 2 農業委員会・協同農業普及事業等の見直し

農業委員会や協同農業普及事業等については、三位一体の改革において交付金の大部分が一般財源化されたことを踏まえ、地方の自主性の拡大の観点に立って、関連する必置規制の見直しを一層進められたいこと。

### 3 直轄事業の見直し（同旨国土交通省）

#### (1) 直轄事業の範囲等の見直し

国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、また中央省庁等のスリム化にも資するように、「地方分権改革推進要綱（第 1 次）」及び「出先機関改革に係る工程表」等を踏まえ、国の直轄事業及び国が直接管理する直轄公物については、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねることとされたいこと。そのため、直轄事業及び直轄公物の範囲の基準の明確化及び見直しを行うとともに、基準に照



らして地方公共団体に委ねることが適当なものについては、関係地方公共団体との調整を急ぎ、円滑な移管の観点から、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金措置を講じた上で、速やかに移管を進める等、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討されたいこと。

(2) 直轄事業負担金の在り方の見直し等

維持管理費は、本来管理者が負担すべきものであり、事業実施責任の明確化を図る観点から、維持管理費に係る直轄事業負担金については廃止されたいこと。

また、補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に行うとともに、徹底したコスト縮減に取り組むこと。特に、事務費（人件費等）、営繕費、宿舍費については、補助事業における取扱いと均衡を欠いているので、対象となる経費の範囲の見直しや事務費の制限率の設定など早急に改善措置を講じられたいこと。

(3) 直轄事業負担金に関する事前協議、情報開示の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

地方公共団体への予定額通知・納付額通知・精算額通知については、補助事業との均衡を図ることを基本として、透明性を確保する観点に立って、各年度の負担金の積算内訳や使途の明細等の情報開示を徹底されたいこと。

4 国営土地改良事業に係る事業費管理の徹底

国営土地改良事業については、当初の事業計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

また、やむなく工期及び事業費に変動が見込まれる場合には、事前に十分な時間的余裕を持って詳細な情報提供を行い、関係都道府県等との協議等を踏まえて、適切に計画を変更されたいこと。

5 社団法人全国農地保有合理化協会の貸付に係る損失補償契約の締結について  
(同旨林野庁)

社団法人全国農地保有合理化協会に対し、貸付金の債権保全措置として地方公共団体との損失補償契約の締結を促すような措置はとらないこと。

(林 野 庁)

1 林業公社の抜本的な経営対策

林業公社については、国土保全及び水源かん養等において重要な役割を果たしているが、造林事業の資金収支が悪化の一途をたどっているとともに、公社の有する債務が関係地方公共団体の財政運営に重大な影響を及ぼす恐れのある状況に至っている事例も見られることから、不採算林からの撤退、公社の廃止を含む、抜本的な経営対策を検討されたいこと。

特に、利子負担軽減対策等の観点から、利率の高い日本政策金融公庫資金の繰上償還（補償金なし）や利用間伐推進資金及び森林整備活性化資金の拡充を行われたいこと。

2 林業普及指導事業等の見直し

林業普及指導事業等については、三位一体の改革において交付金の大部分が一般財源化されたことを踏まえ、地方の自主性の拡大の観点に立って、関連する必置規制の見直しを一層進められたいこと。

3 株式会社日本政策金融公庫の貸付に係る損失補償契約の締結について（同旨農林水産省）

株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付金の債権保全措置として地方公共団体との損失補償契約の締結を促すような措置はとらないこと。

（経済産業省）

1 工業用水道事業の料金制度の改善等

国庫補助を受けた工業用水道事業についても、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な料金を設定できるよう基準料金制度の見直し等の措置を講じられたいこと。

2 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施（同旨環境省）

特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルを円滑に実施するため、不法投棄対策等への助成事業の継続・拡充など市町村等の負担がより軽減されるような措置を講じられたいこと。

（資源エネルギー庁）

電源立地促進及び石油貯蔵施設立地対策等に係る交付金制度の改善（同旨文部科学省）

発電用施設の立地を促進するための交付金及び石油貯蔵施設立地対策等交付金については、地方公共団体の財政需要に応じて自主的・弾力的な活用が図られるよう国庫補助負担事業への充当制限を撤廃されたいこと。

また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、対象を拡大されたいこと。

（国土交通省）

1 関係地方公共団体の助成の義務付け等の是正

バス運行対策費補助金、交通施設バリアフリー化設備整備費補助金等の国庫補助金を補助事業者に交付する場合に、地方が一定額以上の補助等を行わなければ国の補助等も行わないなど、法令の規定によらず関係地方公共団体の助成を事実上義務付けることは、地方公共団体の自主性を妨げることになるため、是正されたいこと。

2 直轄事業の見直し（同旨農林水産省）

(1) 直轄事業の範囲等の見直し

国と地方の役割分担の明確化と国の役割の重点化の観点から、また中央省庁等のスリム化にも資するように、「地方分権改革推進要綱（第1次）」及び「出先機関改革に係る工程表」等を踏まえ、国の直轄事業及び国が直接管理する直轄公物については、全国的な見地から必要とされる基礎的又は広域的事業に限定し、それ以外は地方公共団体に委ねることとされたいこと。そのため、直轄事業及び直轄公物の範囲の基準の明確化及び見直しを行うとともに、基準に照らして地方公共団体に委ねることが適当なものについては、関係地方公共団体

との調整を急ぎ、円滑な移管の観点から、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率並みの交付金措置を講じた上で、速やかに移管を進める等、地方の自主性・裁量性を拡大する方向で検討されたいこと。

(2) 直轄事業負担金の在り方の見直し等

維持管理費は、本来管理者が負担すべきものであり、事業実施責任の明確化を図る観点から、維持管理費に係る直轄事業負担金については廃止されたいこと。

また、補助事業との均衡を図ることを基本として、直轄事業負担金の対象範囲の基準の明示・見直しを早急に行うとともに、徹底したコスト縮減に取り組むこと。特に、業務取扱費（人件費、事務費（営繕宿舍費等））については、補助事業における取扱いと均衡を欠いているので、対象となる経費の範囲の見直しや業務取扱費の制限率及び業務取扱費に占める人件費の制限率の設定など早急に改善措置を講じられたいこと。

(3) 直轄事業負担金に関する事前協議、情報開示の徹底

地方公共団体に対する説明責任の観点から、直轄事業の計画・実施・変更に係る地方公共団体との事前協議については、早急に法定化されたいこと。また、その内容を充実させるとともに、地方の意見を十分反映できるよう、あらかじめ十分な時間的余裕を持って行われたいこと。

地方公共団体への予定額通知・納付額通知・精算額通知については、補助事業との均衡を図ることを基本として、透明性を確保する観点に立って、各年度の負担金の積算内訳や用途の明細等の情報開示を徹底されたいこと。

3 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善(同旨農林水産省)

後進地域における開発指定事業に係る補助率差額については、「後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令」（昭和36年政令第258号）第3条第2項の本則どおり、事業年度の翌年度に交付されたいこと。

4 ダム建設等水源開発に係る事業費管理の徹底

ダム建設等水源開発に係る事業については、当初の建設計画における工期及び事業費を超えて事業が行われることがないように、効率的な事業執行、コスト縮減を徹底されたいこと。

また、やむなく工期及び事業費に変動が見込まれる場合には、事前に十分な時間的余裕を持って詳細な情報提供を行い、関係都道府県等との協議等を踏まえ、適切に計画を変更されたいこと。

5 地域活力基盤創造交付金の運用

道路特定財源の一般財源化に伴い創設された地域活力基盤創造交付金については、地方公共団体の意見を十分に踏まえつつ、全体事業費の20/100を目途とするとして、効果促進事業の割合等について、地方公共団体の自由度が拡大されるよう弾力的に運用されたいこと。

(環境省)

1 特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルの円滑な実施（同旨経済産業省）

特定家庭用機器廃棄物の収集及びリサイクルを円滑に実施するため、不法投棄対策等への助成事業の継続・拡充など市町村等の負担がより軽減されるような措置を講じられたいこと。

## 2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化問題への対処のための低炭素社会の構築に当たっては、地域における取組が重要であることから、地方公共団体が地域の実情に応じた施策を進めることができるよう、環境税の取扱いを含めた税制全般の見直しの中で必要な財源の確保方策について十分検討されたいこと。

## 3 国立公園事業の着実な実施

国立公園事業については、「自然公園法」（昭和32年法律第161号）上、国による執行が原則とされているにもかかわらず、運用上その対象範囲が「保護上及び利用上重要な公園事業」に限定されているが、国立公園における必要な施設整備については、地方公共団体の意見に十分配慮しつつ、必要な国費を確保して着実に実施されたいこと。